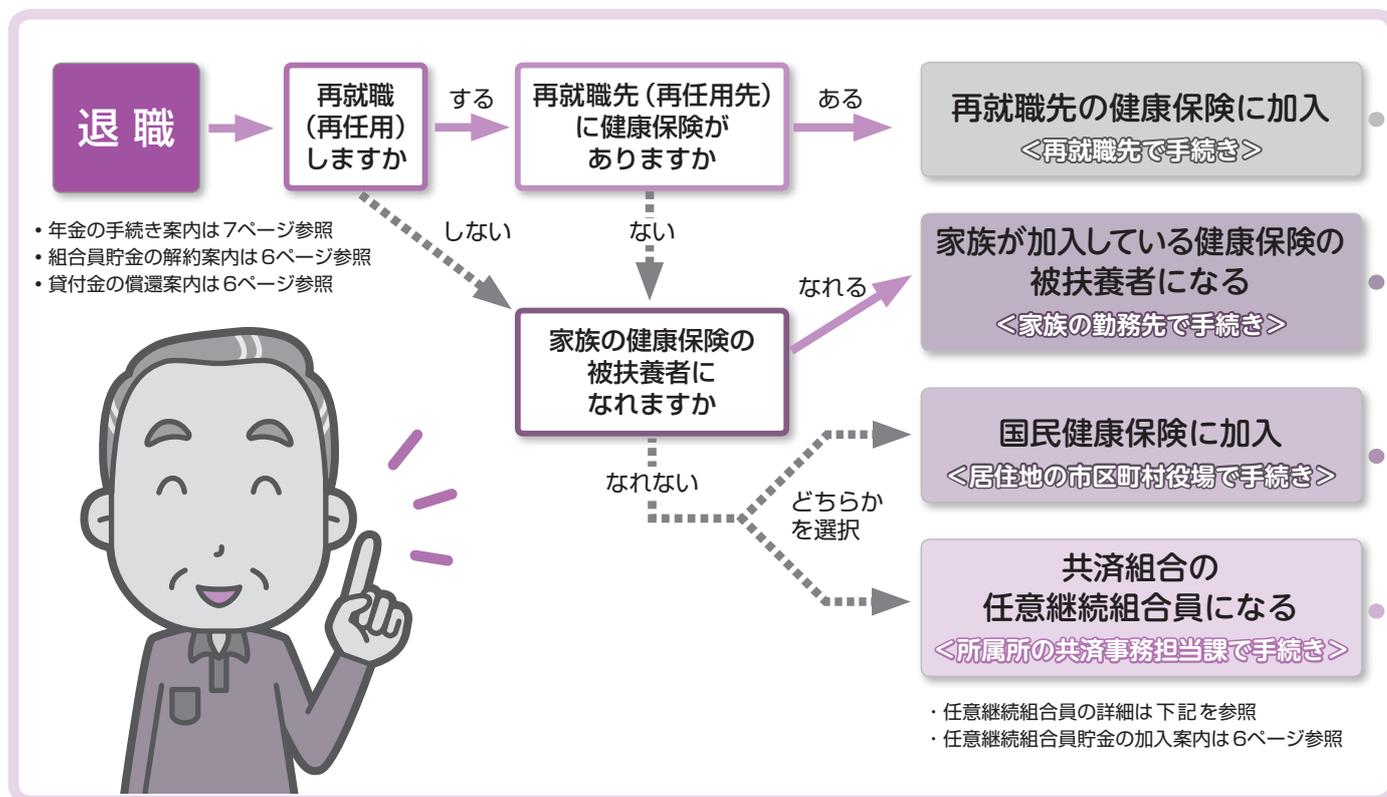


# 退職予定の組合員の皆さんへ

## 退職後の医療保険制度について

組合員ご本人が退職したときは、翌日から組合員としての資格がなくなりますので、次のいずれかの医療保険制度（後期高齢者医療制度に該当する場合を除く。）に加入しなければなりません。



## 任意継続組合員制度

この制度は、退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方が退職したときに、掛金（所属所の負担金分も含めた額）を負担することによって最長2年間在職中と同様の短期給付（任意継続組合員の期間内に発生した傷病手当金・出産手当金・休業手当金・育児休業手当金・介護休業手当金を除く）が受けられ、福祉事業のうち貸付事業（高額医療貸付・出産貸付）及び貯金事業を利用することができます。

### ● 加入の手続き

「任意継続組合員資格取得申出書」を所属所共済事務担当課を通じて、退職日から20日以内に共済組合へ提出してください。

### ● 任意継続掛金

任意継続掛金は、次の①又は②のどちらか低額となる金額です。また、40歳以上65歳未満の方は、介護分も必要です。

- ① 退職時の標準報酬月額<sup>(※1)</sup> × 掛金率<sup>(※2)</sup>
- ② 全組合員の平均標準報酬月額<sup>(※3)</sup> × 掛金率

※1 標準報酬月額：報酬月額（基本給＋諸手当）を標準報酬等級表に当てはめて求めた額

※2 平成28年度の掛金率 短期：100.8/1000 介護：12.24/1000  
（平成29年度の掛金率は、まだ確定していません）

※3 平成28年9月30日における全組合員の平均標準報酬月額（380,000円の見込）

## 医療保険制度の概要

区分	保険料(掛金)	附加給付制度	その他	お問い合わせ先
再就職先の健康保険	標準報酬月額や賞与等から算定	協会けんぽ × 健保組合 △	*****	再就職先
家族が加入している健康保険の被扶養者	被扶養者は負担なし	協会けんぽ × 健保組合 △	*****	家族の勤務先
国民健康保険	加入世帯を単位として平等割のほか加入する家族数、前年度所得、資産を基準にして算定	×	*****	居住地の市区町村役場
共済組合の任意継続組合員	退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額のどちらか低い額により算定	○*	組合員貯金制度あり (年利1.25%) 6ページ参照	所属所 共済事務担当課

※ 同一月に同一の医療機関等に支払った自己負担額が25,000円（上位所得者＜標準報酬月額が530,000円以上＞は50,000円を超えるときは、その超える額が附加給付として支給されます。（1,000円未満は不支給。100円未満端数切り捨て）

(注) 附加給付制度の○は「あり」、×は「なし」、△は「あるところとないところがあります」。詳しくは各医療保険の保険者に確認してください。

### ● 納付方法

納付方法は、前納割引きの有る「年1回払い」又は「年2回払い」と前納割引の無い「毎月払い」があります。途中で資格喪失するときは、申し出によりその後の未経過期間分の任意継続掛金はお返しします。

### ● 任意継続組合員証・任意継続組合員被扶養者証

任意継続組合員証等は、任意継続掛金を納付していただいた期間に応じて、有効期限を付して発行します。例えば、年1回払いで、当該年度分を前納していただくと、翌年3月末日までの有効期限を付けた任意継続組合員証等をお渡しします。

### ● 脱退（資格喪失）の手続き

任意継続組合員の資格期間満了（2年間）までに、資格喪失を希望する場合は、「任意継続組合員資格喪失申出書 兼 任意継続掛金還付請求書」により、本組合に対して資格喪失の手続きを行ってください。

この場合、未経過期間にかかる掛金がある場合は返還いたします。

なお、資格喪失日は次のとおりとなります。

- ・希望喪失の場合は、申出のあった月の翌月1日（本組合申出書受付月の翌月1日）
- ・他の医療保険の被保険者となった場合は、被保険者となった日
- ・期日までに掛金を納付しなかった場合は、掛金納付済み月の翌月1日

いずれの場合も、資格喪失の手続きが必要です。資格喪失の事由発生後、速やかに手続きをお願いします。